

不利益処分に係る処分基準

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
毒物及び劇物取締法第19条第2項	営業の登録の取消し（但し、販売業者に限る）	指導予防課

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。